

議事日程（第3日）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 議案第1号 北方町印鑑条例の一部を改正する条例制定について
(厚生都市常任委員長報告)
- 第3 議案第2号 北方町職員定数条例の一部を改正する条例制定について
(総務教育常任委員長報告)
- 第4 議案第3号 北方町一般職の任期付職員の採用等に関する条例制定について
(総務教育常任委員長報告)
- 第5 議案第4号 公益的法人等への北方町職員の派遣等に関する条例制定について
(総務教育常任委員長報告)
- 第6 議案第5号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例制定について
(総務教育常任委員長報告)
- 第7 議案第6号 北方町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例制定について
(総務教育常任委員長報告)
- 第8 議案第7号 北方町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例制定について
(総務教育常任委員長報告)
- 第9 議案第8号 北方町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について
(総務教育常任委員長報告)
- 第10 議案第9号 北方町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について
(総務教育常任委員長報告)
- 第11 議案第10号 北方町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について
(厚生都市常任委員長報告)
- 第12 議案第11号 北方町上水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について
(厚生都市常任委員長報告)
- 第13 議案第12号 工事請負契約の締結について
(総務教育常任委員長報告)
- 第14 議案第13号 工事請負契約の締結について
(総務教育常任委員長報告)
- 第15 議案第14号 令和元年度北方町一般会計補正予算（第6号）を定めるについて
(各常任委員長報告)
- 第16 議案第15号 令和元年度北方町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を定めるについて
(厚生都市常任委員長報告)
- 第17 議案第16号 令和元年度北方町南東部開発事業特別会計補正予算（第1号）を定めるについて
(厚生都市常任委員長報告)
- 第18 議案第17号 令和2年度北方町一般会計予算を定めるについて
(各常任委員長報告)

- 第19 議案第18号 令和2年度北方町国民健康保険特別会計予算を定めるについて
(厚生都市常任委員長報告)
- 第20 議案第19号 令和2年度北方町後期高齢者医療特別会計予算を定めるについて
(厚生都市常任委員長報告)
- 第21 議案第20号 令和2年度北方町南東部開発事業特別会計予算を定めるについて
(厚生都市常任委員長報告)
- 第22 議案第21号 令和2年度北方町下水道事業特別会計予算を定めるについて
(厚生都市常任委員長報告)
- 第23 議案第22号 令和2年度北方町上水道事業会計予算を定めるについて
(厚生都市常任委員長報告)
- 第24 議案第23号 北方町地域福祉計画を定めるについて
(厚生都市常任委員長報告)
- 第25 議員派遣について

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第25まで

出席議員 (10名)

1番	石井伸弘	2番	神谷巧
3番	村木俊文	4番	松野由文
5番	三浦元嗣	6番	杉本真由美
7番	安藤哲雄	8番	鈴木浩之
9番	安藤浩孝	10番	井野勝巳

欠席議員 (なし)

説明のため出席した者の職氏名

町長	戸部哲哉	副町長	中村正
教育長	名取康夫	総務課参事	奥村英人
福祉健康課参事	林賢二	教育次長	有里弘幸
都市環境課 技術調整監	桜井孝昭	総務課長 兼防災安全課長	臼井誠
教育課長	浅井孝彦	住民保険課長	福田宇多子
健康づくり担当課長	大塚誠代	都市環境課長 兼上下水道課長	山田潤
税務課長 兼福祉健康課長	木野村英俊	会計室長	横田紀彦
税務課主幹	畑中章吾	防災安全課主幹	高崎健一

上下水道課主幹 北 中 龍 一

職務のため出席した事務局職員の氏名

議会事務局長 小 島 伸 也

議 会 書 記 牧 野 拓 也

議 会 書 記 石 崎 啓 明

○議長（安藤浩孝君） 皆さん、おはようございます。

3週にわたり長丁場の3月の定例会も本日で閉会という運びになりましたが、この間全世界では新型コロナウイルスの感染というものが爆発的に拡大をしております、大変今心配をしておりますところでございます。一日も早く終息することを願うばかりでございます。

ただいまから令和2年第1回北方町議会定例会第3日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（安藤浩孝君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において、6番 杉本真由美君及び7番 安藤哲雄君を指名します。

日程第2 議案第1号から日程第14 議案第13号まで

○議長（安藤浩孝君） 日程第2、議案第1号 北方町印鑑条例の一部を改正する条例制定についてから日程第14、議案第13号 工事請負契約の締結についてまでを一括議題とします。

付託しました案件について、所管委員会における審査の経過並びに結果の報告を求めます。

最初に、総務教育常任委員長の登壇を求めます。

松野由文君。

○総務教育常任委員長（松野由文君） 改めまして、おはようございます。

総務教育常任委員会に付託されました案件につきまして、去る3月17日に委員会を開催し、審議をいたしましたので、その結果を御報告申し上げます。

議案第2号 北方町職員定数条例の一部を改正する条例制定についてであります。

質疑、討論もなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第3号 北方町一般職の任期付職員の採用等に関する条例制定についてであります。

質疑、討論もなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第4号 公益的法人等への北方町職員の派遣等に関する条例制定についてであります。

質疑、討論もなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第5号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。

質疑、討論もなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第6号 北方町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。

質疑、討論もなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第7号 北方町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。

質疑、討論もなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第8号 北方町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。

質疑、討論もなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第9号 北方町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。

質疑、討論もなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第12号 工事請負契約の締結についてであります。

質疑、討論もなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第13号 工事請負契約の締結についてであります。

入札に参加した業者の数などについて質疑があり、一般競争入札を行ったが、結果として落札した業者1社のみであった旨の答弁がありました。

以上で質疑を終わり、討論を省略し、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。

○議長（安藤浩孝君） 次に、厚生都市常任委員長の登壇を求めます。

鈴木浩之君。

○厚生都市常任委員長（鈴木浩之君） 皆さん、改めましておはようございます。

命により、私ども厚生都市常任委員会に付託されました案件につきまして、去る3月16日に委員会を開催し、審議をいたしましたので、その審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、議案第1号 北方町印鑑条例の一部を改正する条例制定についてであります。

第2条第2項第2号の改正に関して、改正に至る経緯と実際の現場における実務について質疑があり、関連法の施行に伴い、印鑑登録証明事務処理要領の一部が改正されたことによる改正であり、実務的には成年被後見人が後見人とともに来庁し、成年被後見人が自ら申請書に記入した場合に申請を受け付けることを想定している旨の答弁がありました。

討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第10号 北方町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定についてであります。

質疑、討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第11号 北方町上水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。

質疑、討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。

○議長（安藤浩孝君） 以上で、各常任委員長の報告を終わります。

議案第1号 北方町印鑑条例の一部を改正する条例制定についての委員長報告に対し、質疑を

行います。

〔「終結」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） 質疑、討論を省略します。

これから議案第1号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） 異議なしと認めます。したがって、議案第1号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第2号 北方町職員定数条例の一部を改正する条例制定についての委員長報告に対し、質疑を行います。

〔「終結」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） 質疑、討論を省略します。

これから議案第2号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） 異議なしと認めます。したがって、議案第2号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第3号 北方町一般職の任期付職員の採用等に関する条例制定についての委員長報告に対し、質疑を行います。

〔「終結」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） 質疑、討論を省略します。

これから議案第3号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） 異議なしと認めます。したがって、議案第3号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第4号 公益的法人等への北方町職員の派遣等に関する条例制定についての委員長報告に対し、質疑を行います。

〔「終結」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） 質疑、討論を省略します。

これから議案第4号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） 異議なしと認めます。したがって、議案第4号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第5号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例制定についての委員長報告に対し、質疑を行います。

〔「終結」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） 質疑、討論を省略します。

これから議案第5号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） 異議なしと認めます。したがって、議案第5号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第6号 北方町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例制定についての委員長報告に対し、質疑を行います。

〔「終結」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） 質疑、討論を省略します。

これから議案第6号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） 異議なしと認めます。したがって、議案第6号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第7号 北方町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例制定についての委員長報告に対し、質疑を行います。

〔「終結」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） 質疑、討論を省略します。

これから議案第7号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） 異議なしと認めます。したがって、議案第7号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第8号 北方町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条

例制定についての委員長報告に対し、質疑を行います。

〔「終結」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） 質疑、討論を省略します。

これから議案第8号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） 異議なしと認めます。したがって、議案第8号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第9号 北方町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定についての委員長報告に対し、質疑を行います。

〔「終結」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） 質疑、討論を省略します。

これから議案第9号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） 異議なしと認めます。したがって、議案第9号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第10号 北方町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定についての委員長報告に対し、質疑を行います。

〔「終結」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） 質疑、討論を省略します。

これから議案第10号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） 異議なしと認めます。したがって、議案第10号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第11号 北方町上水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定についての委員長報告に対し、質疑を行います。

〔「終結」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） 質疑、討論を省略します。

これから議案第11号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） 異議なしと認めます。したがって、議案第11号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第12号 工事請負契約の締結についての委員長報告に対し、質疑を行います。

〔「終結」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） 質疑、討論を省略します。

これから議案第12号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） 異議なしと認めます。したがって、議案第12号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第13号 工事請負契約の締結についての委員長報告に対し、質疑を行います。

〔「終結」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） 質疑、討論を省略します。

これから議案第13号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） 異議なしと認めます。したがって、議案第13号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第15 議案第14号から日程第17 議案第16号まで

○議長（安藤浩孝君） 日程第15、議案第14号 令和元年度北方町一般会計補正予算（第6号）を定めるについてから日程第17、議案第16号 令和元年度北方町南東部開発事業特別会計補正予算（第1号）を定めるについてまでを一括議題とします。

付託しました案件について、所管委員会における審査の経過並びに結果の報告を求めます。

最初に、総務教育常任委員長の登壇を求めます。

松野由文君。

○総務教育常任委員長（松野由文君） それでは、御報告します。

私ども総務教育常任委員会に付託されました議案第14号 令和元年度北方町一般会計補正予算（第6号）を定めるについての関係部分についてであります。

教育費のGIGAスクール関係予算について、タブレットの貸与や導入方法について質疑があり、学年によって必要なソフトが異なることや、現時点では国の補助制度が不透明であることか

ら、今後の検討課題である旨の答弁がありました。

また、タブレット機器の更新時期や機器選定の理由について質疑があり、機器が何年使えるかは実際の使用状況を見て判断すること、次に機器の選定については金額面ではどの機種もあまり変わらないので、県内の先進事例を参考に本町での使用目的などを考察して選定した旨の答弁がありました。

次に、コロナウイルス拡大防止対策に伴う人件費などの関連予算について質疑があり、補正予算編成時では関連経費が精査できなかったため、今後必要に応じて専決処分に対応させていただきたい旨の答弁がありました。

以上で質疑を終わり、討論を省略し、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。

○議長（安藤浩孝君） 次に、厚生都市常任委員長の登壇を求めます。

鈴木浩之君。

○厚生都市常任委員長（鈴木浩之君） それでは、御報告します。

私ども厚生都市常任委員会に付託されました議案第14号 令和元年度北方町一般会計補正予算（第6号）を定めるについての関係部分についてであります。

歳入に関し、民生費国庫負担金の減額要因についての質疑があり、児童手当額が確定し、対象児童数が見込みより少なかったためとの答弁がありました。

討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第15号 令和元年度北方町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を定めるについてであります。

質疑、討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第16号 令和元年度北方町南東部開発事業特別会計補正予算（第1号）を定めるについてであります。

開発費の減額理由に関する質疑があり、造成工事において一部購入土を見込んでいたが、土を譲り受けたことや入札差金が理由である旨の答弁がありました。

討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。

○議長（安藤浩孝君） 以上で、各常任委員長の報告を終わります。

議案第14号 令和元年度北方町一般会計補正予算（第6号）を定めるについての委員長報告に対し、質疑を行います。

〔「終結」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） 質疑、討論を省略します。

これから議案第14号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） 異議なしと認めます。したがって、議案第14号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第15号 令和元年度北方町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を定めるについての委員長報告に対し、質疑を行います。

〔「終結」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） 質疑、討論を省略します。

これから議案第15号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） 異議なしと認めます。したがって、議案第15号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第16号 令和元年度北方町南東部開発事業特別会計補正予算（第1号）を定めるについての委員長報告に対し、質疑を行います。

〔「終結」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） 質疑、討論を省略します。

これから議案第16号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） 異議なしと認めます。したがって、議案第16号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第18 議案第17号から日程第24 議案第23号まで

○議長（安藤浩孝君） 日程第18、議案第17号 令和2年度北方町一般会計予算を定めるについてから日程第24、議案第23号 北方町地域福祉計画を定めるについてまでを一括議題とします。

付託しました案件について、所管委員会における審査の経過並びに結果の報告を求めます。

最初に、総務教育常任委員長の登壇を求めます。

松野由文君。

○総務教育常任委員長（松野由文君） それでは、御報告します。

私ども総務教育常任委員会に付託されました議案第17号 令和2年度北方町一般会計予算を定めるについての関係部分についてであります。

最初に、歳入についてであります。

ふるさと寄附金について、県内でも数十億円の収入がある町もあるが、今後の方針等について

質疑があり、今までは町内に返礼品に適した地場産品が少ないことや制度の趣旨を遵守して商品券などを取り扱っていなかったため収入が少なかったが、今後は飛騨牛など魅力のある返礼品が増やせるよう研究したり、より効果的なPR方法を検討したい旨の答弁がありました。

続いて、歳出についてであります。

総務費に関し、岐阜バスの路線維持補助金について、大野穂積線を増便しているが、補助金額はあまり変わっていないことについて質疑があり、岐阜バスへの補助金の県負担分が増額になっていることと、補助内容については岐阜バスの事業費から国・県負担金及びバス運賃など事業収入を差し引いた費用を4市町で負担している旨の答弁がありました。

次に、定住奨励金のこれまでの成果について質疑があり、奨励金を受け取った方へのアンケートなどは予定していないが、制度実施期間中は年間約100件の新築住宅が建設されていたので、今後の件数の推移を注視していく旨の答弁がありました。

次に、教育費に関し、生涯学習センター費の各種講座講師謝金について、要保護・準要保護世帯向けの講座ができないかという質疑があり、あくまで社会教育の立場から広く一般向けの講座を実施しているので、特定の方向けの講座は実施できない旨の答弁がありました。

また、自主講座に関する補助内容について質疑があり、3年間は会場の提供などのサポートをしているが、その後は自主運営でお願いしている旨の答弁がありました。

次に、体育施設で総合体育館の照明修繕について質疑があり、一部故障していることは承知しているが、照明のLED化には2,000万円程度の費用が見込まれるため、今後の財政状況を見ながらしかるべき時期に取り替え工事を行いたい旨の答弁がありました。

最後に、学校給食費の調理業務委託に関し、今後の実施予定について質疑があり、4月以降に複数の業者に相談をして、実際の作業方法などについて提案していただき、より北方町に合った方法を選定して、来年2月の調理場の完成に備えたい旨の答弁がありました。

以上で質疑を終わり、討論を省略し、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。

○議長（安藤浩孝君） 次に、厚生都市常任委員長の登壇を求めます。

鈴木浩之君。

○厚生都市常任委員長（鈴木浩之君） それでは、御報告します。

私ども厚生都市常任委員会に付託されました議案第17号 令和2年度北方町一般会計予算を定めるについての関係部分についてであります。

歳入に関し、繰入金において公共下水道基金繰入金が廃目となった経緯についての質疑があり、令和元年度に基金の全額を取り崩し、基金残高がなくなったため廃目にする事とした旨の答弁がありました。

次に、歳出に関し、衛生費の予防費において、今年度の風疹抗体検査の受診者数について質疑があり、対象者の10%が受検すると見込んだが、実質20%程度であった旨の答弁がありました。

次に、衛生費の健康増進費において、今年度まで実施された大腸がん受診率向上事業県補助金

に関連して受診率の推移についての質疑があり、開始前と比べると85人増加した旨の答弁がありました。

次に、新年度から始まる胃がん検診の自己負担金に係る県補助事業の実施に伴う受診率向上の見込みについて質疑があり、補助事業による効果は限定的と考えられるため、来年度実施は見送り、他の方法で受診率向上を図る旨の答弁がありました。

次に、衛生費の環境衛生費において、リサイクル棟及びエコドームの作業委託内容、町職員の人数、リサイクルの状況、段ボール等の保管状況に関して質疑があり、作業委託内容は過去に住民とトラブルが発生したことを踏まえ、分別等正しく実施されているかの監視及び指導等に専念することとしているが、混雑時の荷下ろし等の補助作業をどのようにするか検討すること、職員は平時に臨時職員が1名、開放日には役場職員が1名加わっていること、リサイクルは燃料やマテリアルリサイクルとなっていること、搬出回数を抑えるために一時的に保管しているが、適切に搬出している旨の答弁がありました。

次に、農林水産業費において、修繕料の内容について質疑があり、農業用パイプラインの故障時用の修繕料である旨の答弁がありました。

次に、土木費において、下水道事業特別会計繰出金の見通しに関して質疑があり、現在、起債の償還がピークを迎えており、当面この規模の繰り出しが続く旨の答弁がありました。

次に、広域交流拠点に関する事業費が特別会計ではなく一般会計に計上されていること、予算費目が分かれており、全体的な予算額が分かりづらいことへの質疑があり、企業誘致に関する事業は土地を造成後事業者売却することで事業が終了するが、広域交流拠点に関する事業は事業者が土地を普通財産として貸し付けることになるため一般会計で計上しており、予算費目は商工費と土木費の2つのみである旨の答弁がありました。

次に、南東部開発事業において、広域交流拠点における受益者負担金や下水道工事に関する費用負担、下水道管が川を越えるための事業費見通し、当該地区の接続後の処理容量に関して質疑があり、当該地区が下水道の区域に編入され、下水道の整備が終わり、供用開始と賦課の告示がなされた時点で平米当たり430円の受益者負担金を町が納めることになること、公共汚水ますの設置までは下水道事業として行うので、公共汚水ますへの接続工事費用と接続後の下水道使用料が発生すること、高田川を越える場合はポンプアップと自然流下の2通りの接続が考えられること、天王川については既に越えている幹線管路があり、そこへの接続が考えられること、今後の整備方針は当該地区の利用計画を見ながら検討していくこと、接続後の処理容量については既設の管路に余裕があり対処可能と考えているが、設計の段階で検討を行う旨の答弁がありました。

以上で質疑を終わり、討論では南東部開発事業の広域交流拠点における詳細な計画の見通しが明らかになっていない中で、当該関係部分に関しては賛成しかねる旨の反対討論があり、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第18号 令和2年度北方町国民健康保険特別会計予算を定めるについてであります。

国民健康保険税について、県事業納付金が約7,000万円減額されたことにより、保険税率を見

直し、減額する考えはないかとの質疑があり、被保険者数、前年中の所得状況、令和元年度の決算状況等を総合的に考慮し、令和2年度の保険税率を決定する際に検討する旨の答弁がありました。

次に、新型コロナウイルス感染症対策として、国民健康保険とは限らないが、医療費の一部自己負担金の免除、減免を実施する考えについて質疑があり、国が制度設計し実施するの基本であること、現在町として一般会計の予備費を活用し感染対策に取り組んでいるが、今後国からの通知等により実施が必要な場合は検討する旨の答弁がありました。

次に、糖尿病重症化予防事業の実施見通しについての質疑があり、令和2年度から高齢者の保健事業と介護予防の一体化事業の実施により、対象外としていた後期高齢者医療被保険者に対しても予防事業を実施する旨の答弁がありました。

討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第19号 令和2年度北方町後期高齢者医療特別会計予算を定めるについてであります。

質疑、討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第20号 令和2年度北方町南東部開発事業特別会計予算を定めるについてであります。

開発費において、工事内容に関して質疑があり、企業誘致周辺の整備として天王川水と緑のふれあい公園のデッキ修繕及びタベが池自然公園の合併浄化槽式トイレ設置であること、トイレの維持管理等については岐阜市と協議中である旨の答弁がありました。

討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第21号 令和2年度北方町下水道事業特別会計予算を定めるについてであります。

歳入に関し、町財政が逼迫する中で、今後どのように事業運営をしていくのかとの質疑があり、都市計画税の新設や大幅な料金値上げはできないが、今後5年から10年で起債償還額が落ち着く見通しであるので、当面は一層の費用節減に努め、しのいでいくほかないと考えている旨の答弁がありました。

討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第22号 令和2年度北方町上水道事業会計予算を定めるについてであります。

事業に関し、布設替え工事の予定量と今後の更新見通しについての質疑があり、令和2年度においては500メートル弱の布設替えを行う予定であること、老朽管対策は今後更新計画を定めて計画的に実施していく予定である旨の答弁がありました。

討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第23号 北方町地域福祉計画を定めるについてであります。

計画の推進について、どのように進めていくのかと質疑があり、行政だけではなく、地域社会全体で取り組んでいく旨の答弁がありました。

討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。

○議長（安藤浩孝君） 以上で、各常任委員長の報告を終わります。

議案第17号 令和2年度北方町一般会計予算を定めるについての委員長報告に対し、質疑を行います。

〔挙手する者なし〕

○議長（安藤浩孝君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

三浦議員。

○5番（三浦元嗣君） 今回の予算では、南東部開発の広域交流エリアに関する予算が組まれています。議会冒頭の提案説明で町長は、南東部の広域交流エリアにおける健康、福祉、農業と人をつなぐ食をテーマとした集客力のある複合施設については、民間の力を活用し、地域産業の振興、雇用の拡大を目指し、住民のみならず広域から人々が集い、楽しみ、にぎわいのある活力の場を令和4年の秋をめどに整備していきたい、このように述べておられます。

説明していただいた内容は、町が土地を購入し造成を行うこと、その予算規模は総額28億円とされています。その土地を民間企業に貸すことにより借地料で回収する、借地料は前払いで22億円を受け、残りの6億円は二十数年間の地代で回収する、このように伺っています。

この一連の計画は経済的な合理性もあり、事業に当たってのリスクはあるとはいえ、回避する工夫もされた計画となっています。造られる商業施設は町が示した健康、福祉、農業と人をつなぐ食をテーマとした施設をその中に加えることが条件となっています。しかし、残念ながらどのような施設が造られるのか、具体的には全く示されていません。町が土地を取得し民間業者に貸すだけなら、本来自治体が行う事業ではありません。町民の皆さんの生活の向上や福祉に資する事業を行うのが地方自治体の役割です。どのような施設ができるのかを示し、町民の皆さんの意見を聞いてからこうした計画を実行すべきではありませんか。

今回の計画はほとんどの町民の皆さんに知らされていません。多くの方々が今でも最初に広まった道の駅とか温泉ができるとか農産物の直売所ができるのではないかと、このように思っておられるようです。実際どのような施設ができるかについては、プロポーザル方式で町の示した条件の下、複数の事業者にも企画を提案してもらい、その中から町が示したテーマに最も適した企画を選ぶという方法で行われます。しかし、これでは町民の意見を反映させる場はありません。

私は、南東部開発で工場誘致エリアについては賛成しましたが、今回は反対意見を述べています。工業エリアと商業エリアと何が違うのかということですが、商業施設では当該施設の商圏、商品及び提供サービスごとの顧客特性を分析し、評価します。とりわけ競合する施設の分析は重要なファクターとなっています。工場を誘致しても既存の工場との競合を生じることはありません。しかし、商業施設では全く異なる業態ならばともかく、新たな商業施設の出現は必ず競合の問題を生じます。こうした問題の検討もないまま安易に決めるべきことではありません。町の今後を左右する重要な案件であるならば、皆さんの意見を聞いた上で進めるべき問題である

と思います。今の進め方には賛成できませんので反対いたします。

○議長（安藤浩孝君） 討論ありますか。

鈴木委員。

○8番（鈴木浩之君） 私はただいま議題となっております議案第17号、令和2年度北方町一般会計当初予算について、賛成の立場から討論に参加をいたしたいと思います。

この年明けに中国から広まりました新型コロナウイルス感染症により、世界中の人々がウイルスの脅威にさらされており、今なお感染者数は増え続けているところであります。日本においても国による要請によりイベントの自粛、中止が相次ぎ、子供たちを含めた国民は外出を自制するなど、見えないウイルスにより人々の当たり前の生活が脅かされている次第であります。

そうした中で、北方町におきまして対策本部を立ち上げられ、情報収集、施設の休館、庁舎内の感染予防の徹底など、素早い対策をしていただいております、緊急事態にも対応できる体制を整えられています。社会情勢では株価が下落するなど、今後の世界情勢や経済は先行きの見えない不透明な情勢が続いていくと思われまます。

さて、2月に行われました町長選挙では戸部町長が再選され、さきに述べられました所信表明では、北方町を住みたい町ナンバー1を目指すとし、南東部開発事業や北方学園構想などをはじめとした町が進めている事業に対し、誠心誠意、全身全霊で取り組まれると述べられております。その決意を裏づけるような令和2年度の一般会計予算では、今年度比38.31%増の91億7,000万円とし、北方町始まって以来の90億円を超えた積極予算とされました。

その中でもさきに述べました2つの大きな事業のうち、南東部開発事業は北側の企業誘致がまだ確定していないものの、おおむね順調に進んでいると思われ、広域交流エリア事業ではさきの特別委員会で戸部町長が言っておられた最大の難関である区域編入の手続が完了し、来年度には用地買収、造成工事等を行う予定ということで、地域産業の振興、雇用の拡大、人々の集いの場として大きく期待を持たせる重要な予算であると思っております。

また、もう一つの大きな事業であります北方学園構想では、今年度、放課後児童クラブ棟を新築され、給食センターも建築に取りかかっている状況であり、来年度は現存する北方小学校東舎の解体、北学園東舎及び管理棟の新築工事が始まるなど、令和5年度の開校に向けて重要な時期を迎えていることと認識しております。また、単純にハードの面を進めるだけでなく、タブレットを用いたICT教育をいち早く取り入れるなど、北方町の子供たちの将来を見据えた環境づくりに積極性のある事業であり、そのための必要な予算であると支持したいと考えます。

そのほかの分野においても、地域共生社会の実現への予算や認知症対策、子育て支援、タクシ一助成や防災対策にも必要な経費は十分見込まれていると思われまます。

最後になりますが、途中にも申し上げたとおり、緊迫する社会情勢の中で北方町始まって以来の大きな予算であります。議会といたしましても、有限である財源を事業に充てる一方で、ふだんの町民サービスの低下を招かないように、また北方町財政が健全に保たれるように、より一層

注視していかなねばならないと強く思うところであります。経常経費は精査され、抑えられているとは思いますが、大幅な財源不足が発生することのないよう財源と支出のバランスには十分な注意をされることをお願いさせていただきます。

議員各位におかれましては御賛同賜りますようお願い申し上げ、私の賛成討論とさせていただきます。御清聴ありがとうございました。

○議長（安藤浩孝君） 討論を終わります。

これから議案第17号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安藤浩孝君） 起立多数です。したがって、議案第17号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第18号 令和2年度北方町国民健康保険特別会計予算を定めるについての委員長報告に対し、質疑を行います。

〔「終結」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） 質疑、討論を省略します。

これから議案第18号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） 異議なしと認めます。したがって、議案第18号は委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

議案第19号 令和2年度北方町後期高齢者医療特別会計予算を定めるについての委員長報告に対し、質疑を行います。

〔「終結」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） 質疑、討論を省略します。

これから議案第19号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） 異議なしと認めます。したがって、議案第19号は委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

議案第20号 令和2年度北方町南東部開発事業特別会計予算を定めるについての委員長報告に対し、質疑を行います。

〔「終結」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） 質疑、討論を省略します。

これから議案第20号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） 異議なしと認めます。したがって、議案第20号は委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

議案第21号 令和2年度北方町下水道事業特別会計予算を定めるについての委員長報告に対し、質疑を行います。

〔「終結」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） 質疑、討論を省略します。

これから議案第21号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） 異議なしと認めます。したがって、議案第21号は委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

議案第22号 令和2年度北方町上水道事業会計予算を定めるについての委員長報告に対し、質疑を行います。

〔「終結」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） 質疑、討論を省略します。

これから議案第22号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） 異議なしと認めます。したがって、議案第22号は委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

議案第23号 北方町地域福祉計画を定めるについての委員長報告に対し、質疑を行います。

〔「終結」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） 質疑、討論を省略します。

これから議案第23号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） 異議なしと認めます。したがって、議案第23号は委員長の報告のとおり可

決することに決定しました。

日程第25 議員派遣について

○議長（安藤浩孝君） 日程第25、議員派遣についてを議題とします。

お手元に配付のとおり、地方自治法第100条第13項及び北方町議会会議規則第121条の規定により、議員を派遣したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） 異議なしと認めます。したがって、議員派遣については、お手元に配付のとおり議員を派遣することに決定しました。

暫時休憩をいたします。

休憩 午前10時34分

再開 午前10時37分

○議長（安藤浩孝君） 再開します。

以上で、本会議に提出されました案件は全て終了しましたので、町長より挨拶を受けたいと思います。

○町長（戸部哲哉君） それでは、閉会に当たりまして一言御挨拶を申し上げたいと思います。

今定例会は3月4日から本日までの15日間の長丁場でありましたが、議員の皆様には本会議はもとより委員会等におきまして終始御熱心に御審議を頂きました。また、新型コロナの感染対策として、協議会での御配慮やマスク着用など、適宜に対応していただきましたこと、改めて御礼を申し上げます。

また、提案をさせていただきました令和2年度北方町一般会計予算をはじめ令和元年度の補正予算など全議案に対しまして適切に御判断を頂き、全てに賛成をしていただきましたこと、誠にありがとうございました。

また、今議会中の審議や一般質問での御意見や御要望に対しましては、今後の行政運営の中で十分に配慮してまいりたいと思っております。

しかしながら、この先高齢化社会による扶助費の増大、また人口減少などで財政の縮小が避けられない現実にあります。財源の担保や裏づけ、何よりも偏りのない大局的な視野でもって町民皆さんの有益となる御提言が頂けるなら、なおありがたいと思っておるところであります。

議決していただきました案件は、町民が安心・安全、心豊かな暮らしに欠かすことができない大切な施策や事業、経費であります。また、私の2期目の公約として掲げた施策や事業も来年度予算に反映をさせていただきました。とりわけ交流拠点事業は、単なる土地利用にとどまらず、民間事業者の資金やノウハウを活用する形で実現が可能となったもので、町財政にも大きく貢献してくれるものと考えております。重ねて御理解、御協力をお願いいたしたいと思っております。

また、新型コロナにより世界中の警戒レベルが厳戒態勢まで上がっております。欧州諸国で医

療崩壊が起き、フランスやアメリカの一部の都市では外出禁止、営業停止など、経済への影響を度外視した措置が取られております。また、56か国で学校が閉鎖されるなど、パニックは依然続いておりますが、日本はぎりぎりの中で爆発的感染を免れてはいますが、いつになったらピークアウトが来て鎮静化していくのか、本当に予想すらできない状況にあるわけであります。

本町におきましても、学校や公共施設の閉鎖、各種事業、行事の中止や延期を余儀なくしております。言うまでもありませんが、この状態が長引けば企業や商店には大きな痛手となり、地域経済も立ち行かなくなるわけであります。また、子供たちにとっても、いろんな部分で特別な時間や思い出が奪われており、新年度を控え授業の再開は可能なのか、いつ元の生活に戻れるのか、本当に心配が尽きないところであります。国、県、周辺市町と連携を取りながら、慎重に歩調を合わせつつ、この難局を無事に乗り切りたいと考えておりますので、また御協力のほどよろしくお願いをいたしたいと思っております。

また、中村副町長には北方町のために3年間誠心誠意務めていただきました。感謝の気持ちでいっぱいであります。県との約束は2年でありましたが、無理にお願いをし、1年余分にきていただくことができました。職員の信望も厚く、また私の片腕として多様な職務に誠実に遂行し、真に支えていただきました。心から敬意を表し、お礼を申し上げたいと思っております。ありがとうございました。また、県にお帰りいただきましても御活躍を心からお祈りをするところであります。

当然に私といたしましても後任の人選を進めてまいりましたが、諸事情などが重なり、今議会にお諮りいただくことができませんでした。やむを得ず、しばらくは副町長不在ということになってしまいますが、私も含め業務を手分けし、皆さんに不便や御迷惑をかけることのないよう努めていきたいと考えております。後任探しは焦らずじっくり時間をかけて、中村副町長の後釜として、また北方町にふさわしい人を探し当てたいと思っておりますので、御理解のほどをよろしくお願いをいたしたいと思っております。

程なく新年度が始まります。くれぐれもコロナウイルスにかかりませんよう御自愛いただき、町政運営に一層の御指導、御協力を賜りますようお願いを申し上げ、閉会の御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（安藤浩孝君） 本定例会に付された事件は全て終了しました。

令和2年第1回北方町議会定例会を閉会します。

閉会 午前10時47分

会議の経過を記載してその相違のないことを証するためここに署名する。

令和2年3月19日

議 長 安 藤 浩 孝

署 名 議 員 杉 本 真由美

署 名 議 員 安 藤 哲 雄